

茨城県立図書館電子書籍サービス契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、茨城県立図書館電子書籍サービスについて、次の条項により契約を締結する。

（サービスの内容）

第1条 乙は、次に掲げるサービスの内容（以下「サービス」という。）を甲に提供し、甲は、これを利用する。

（1）サービス名

茨城県立図書館電子書籍サービス

（2）サービスの内容

別添「茨城県立図書館電子書籍サービス仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）履行場所

茨城県立図書館（茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号）及び乙の事業所等。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結の日から令和11年（2029年）3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

（サービス利用料）

第4条 サービスのプラットフォーム利用料（電子書籍コンテンツ以外の初期費用、月額費用、保守費用などをいう）は無料とする。

2 サービスの利用に伴い生じる電子書籍コンテンツの購入及びその支払いについては、別に締結する契約に定めるものとする。

（サービス提供及び検査）

第5条 乙は、令和9年（2027年）1月31日までに、提供システムの機能・サポート体制を整備し、電子書籍サービスを開始できるようにしなければならない。

2 乙は、前項の規定により業務が完了したときは、直ちにサービス提供開始前報告書（別記様式1）を甲に提出しなければならない。

3 乙は、令和9年（2027年）2月1日のサービスの提供期間の開始後、原則として四半期毎に、仕様書に定める業務の成果を記載したサービス実施状況報告書（別記様式2）を

遅滞なく甲に提出しなければならない。

4 甲は、乙から第2項及び第3項の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかを確認するための検査を行うものとする。

5 乙は、前項の検査に合格しなかったときは、甲が指定する日までに、当該検査に合格できるサービスの提供を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(電子書籍コンテンツの購入及び利用)

第6条 甲は、電子書籍コンテンツの購入及びその利用について乙に申し出るものとし、乙は、当該申出に基づき電子書籍コンテンツを納品するものとする。なお、このとき、第4条第2項の契約を締結するものとする。

(権利又は義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(委託等の制限)

第8条 乙は、サービスの提供に係る業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定に基づき甲に承諾を求める場合は、その理由、内容、委託先等を甲に届け出るものとする。

3 乙は、委託先に第12条及び第13条の規定を遵守させなければならない。

(業務の継続)

第9条 乙は、本契約に掲げるサービスについて、契約期間内においては甲が利用を停止すると決定した日まで、提供を継続しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰すべき事由により前項の継続が困難になった場合は、終了の3か月前までにその旨を予告し、損害を最小限にするよう努めなければならない。万一、乙の責により甲に損害が発生した場合は、甲乙協議の上対応を決定するものとする。

3 災害その他の不可抗力によりサービスの提供が困難となった場合は、その継続の可否について双方が誠実に協議するものとする。

(実地調査及び改善指示)

第10条 甲は、必要があると認めたときは、乙の記録及び業務提供状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

2 甲は、業務の提供について改善の必要があると認めたときは、乙に対し改善事項を指示することができる。

(契約の解除)

第 11 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく本契約に違反したときは、書面により催告した上で、この契約を解除することができる。

2 前項の規定による解除により損害が生じたときの賠償については、甲乙協議して定めるものとする。

3 甲は、乙が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）に規定する暴力団員等であること、又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有することが判明したときは、何ら催告を要せずこの契約を解除することができる。

4 前項の規定により契約を解除した場合、乙に損害が生じても甲はその責めを負わない。

(秘密の保持)

第 12 条 乙は、業務の提供に際して知り得た事実を他の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 乙は、乙の従業者に対して、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 乙は、本契約の実施にあたり個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するほか、本契約に付随する別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(利用規約との優先順位)

第 14 条 本契約と、乙の提供する利用規約に相違点がある場合は、原則として利用規約を優先する。

2 前項の規定にかかわらず、利用規約のうち本契約第 9 条（業務の継続）及び第 16 条（管轄裁判所）に抵触する内容については、本契約の規定を優先する。

3 乙は、甲に具体的な支出や負担を生じさせるような利用規約の改定を行うときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(契約費用)

第 15 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 16 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号
茨城県立図書館長 戸祭 勝典

乙 (住所)
(会社名)
(代表者名)

別記（個人情報取扱特記事項）

1 サービス提供事業者の責務

業務の提供に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

この契約を履行するため個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 個人情報の返却

個人情報は、契約終了後、甲の指示に従って適正に処理すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

業務を提供するため収集・作成、又は甲から引き渡された個人情報は、業務を提供するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製の禁止

業務を提供するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行うときは、甲の承認を受けること。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

8 返還義務

業務を提供するため甲から引き渡された個人情報は、この契約の終了又は解除後、甲の指示に従って速やかに甲に返還すること。

(別記様式1)

年 月 日

茨城県立図書館長 殿

(住 所)

(会 社 名)

(代表者名)

サービス提供開始前報告書

令和 年 月 日付けで締結した「茨城県立図書館電子書籍サービス契約書」第5条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 完了した業務の範囲

茨城県立図書館電子書籍サービスを開始するのに必要な一切の業務。
詳細は別紙のとおり。

2 完了年月日

令和 年 月 日

(別記様式2)

年 月 日

茨城県立図書館長 殿

(住 所)

(会 社 名)

(代表者名)

サービス実施状況報告書(令和 年 月～令和 年 月分)

令和 年 月 日付けで締結した「茨城県立図書館電子書籍サービス契約書」第5条第3項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 運用サービス実績

2 その他特記事項